

事業の紹介①

強い農業づくり総合支援交付金

令和8年度予算概算要求額 12,152百万円（前年度 11,952百万円）

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援します。また、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。

<事業目標>

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設の再編等を支援します。

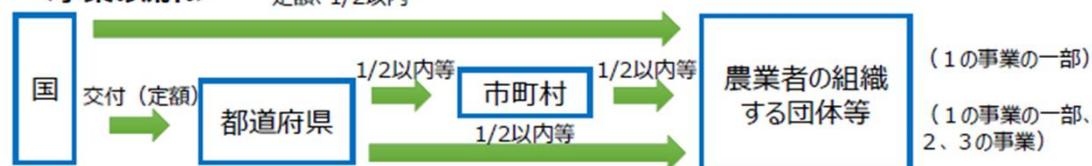
② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】

（1、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）

（3の事業） 新事業食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

事業の紹介②

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

令和8年度予算概算要求額 9,971百万円（前年度 8,000百万円）

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

<事業の内容>

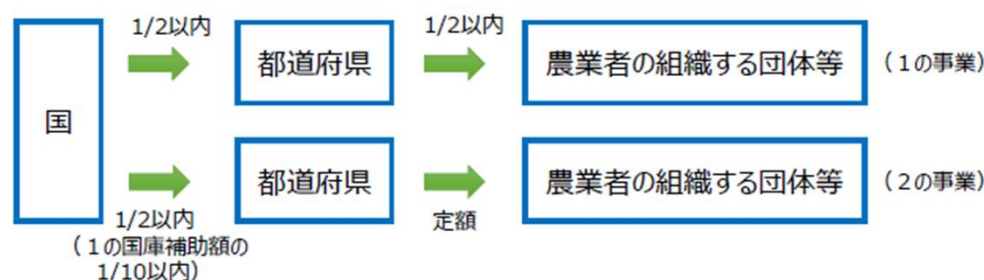
1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

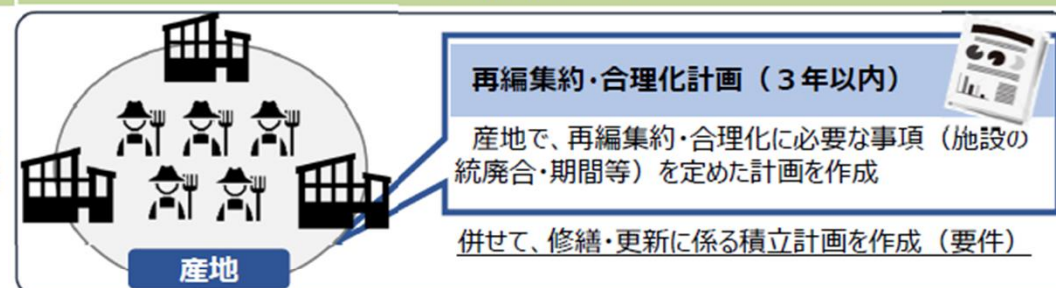
2. 再編集約・合理化のさらなる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



同計画に基づく取組の支援、更なる加速化

<再編集約・合理化のイメージ>

・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置



※ 補助上限額：20億円/年×3年
※ 既存施設の撤去費用を含む。

農業の構造転換を実現

[お問い合わせ先]

農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)

事業の紹介③

産地生産基盤パワーアップ事業

【令和6年度補正予算額 11,000百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場**を安定的に獲得していくための**拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等**を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② 園芸作物等の先導的取組支援
園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。

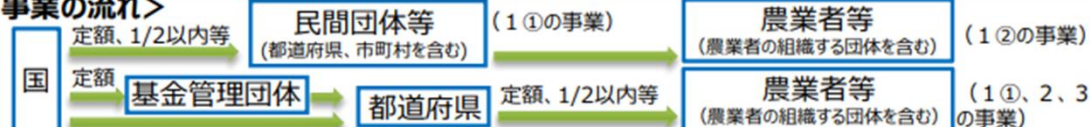
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① 生産基盤の強化・継承
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します。
- ② 全国的な土づくりの展開
全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

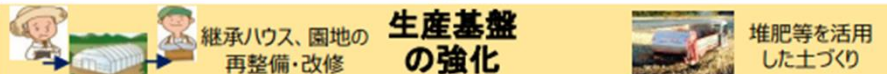
輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制



収益力強化への計画的な取組



【お問い合わせ先】

- (1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
(1②、3①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
(1②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)
(3②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

事業の紹介④

米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業のうち 持続的種子生産総合対策事業

令和8年度予算概算要求額 657百万円（前年度 - 百万円）

<対策のポイント>

稲、麦類及び大豆の種子生産に当たっては、熟練者の手作業を前提とした労働集約型の作業体系であり、担い手の減少と高齢化の進展により種子生産体制が脆弱化しつつある状況であるため、持続的な種子生産や多様なニーズに対応した生産・供給体制の構築に必要な取組を支援します。

<事業目標>

稲、麦類、大豆の国産種子需要に対する供給率（100%維持〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 健全種子生産のための施設整備

100百万円

優良品種の普及に向け、原原種等の品質向上に必要な施設整備を支援します。

2. 種子生産への新規参入の促進支援

70百万円

① 新規参入の促進支援

新たに種子生産に取り組む農業者に対して支援します。

② 転用種子の活用支援

生産者の需要が種子の在庫を超過した場合に、食用のものを種子として活用するために必要な取組にかかる経費を支援します。

3. 種子生産の省力技術確立

100百万円

高度技術等を要する種子生産の省力化に資する技術の実装を支援します。

4. 新規導入品種の増産体制構築に対する支援

90百万円

多様なニーズに対応した新規導入品種への転換や新規種子生産者の育成に必要な種子生産・供給体制を構築するための取組や機械導入を支援します。

5. 需要変化に対応した種子供給体制の強化支援

297百万円

高温耐性品種などニーズの高い品種の緊急的な需要変動に対応するため、種子の増産や備蓄期間の延長に係る実証のための経費を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農産局穀物課 (03-3502-5965)

事業の紹介⑤

水田活用の直接支払交付金等

令和8年度予算概算要求額 296,000百万円（前年度 287,000百万円）

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha〔令和5年度〕→麦32.8万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t〔令和5年度〕→818万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

4. 畑地化促進助成

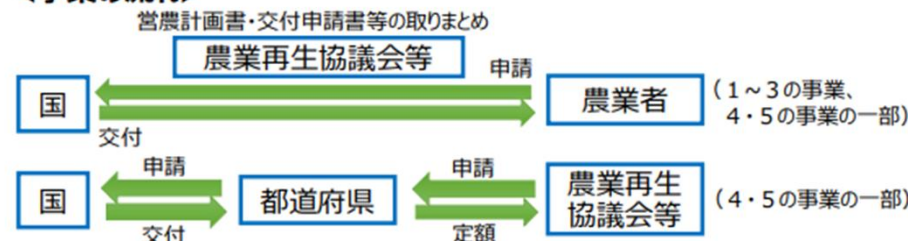
水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 20,000百万円（前年度 11,000百万円）

産地と実需者との連携の下、酒造好適米・新市場開拓用米等の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。※6

※6 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

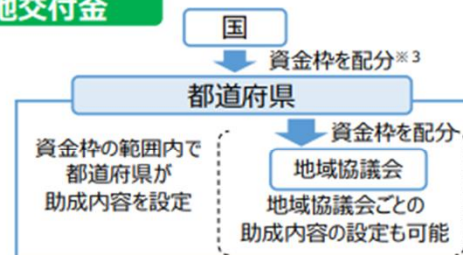
※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2：飼料用米の一般品種について、令和8年度については標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4 （3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分）	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成※5

- ① 畑地化支援
- ② 定着促進支援
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援

※5：事業の詳細は予算編成過程で検討

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）